

開催要項

第11回 全日本少年アイスホッケー大会

(中学生・男子の部) 開催要項

1. 主催 釧路市・釧路市教育委員会・(一財)釧路市スポーツ振興財団

(公財)日本アイスホッケー連盟

2. 主管 (一財)北海道アイスホッケー連盟・全日本少年アイスホッケー大会実行委員会

3. 競技主管 釧路アイスホッケー連盟

4. 後援 総務省・スポーツ庁・北海道・(公財)日本体育協会

(公財)日本中学校体育連盟

(予定) 北海道中学校体育連盟・釧路地区中学校体育連盟・(公財)北海道体育協会
釧路市体育協会・釧路商工会議所・釧路市物産協会

(一社) 釧路観光コンベンション協会・北海道新聞釧路支社・釧路新聞社
NHK釧路放送局・FMくしろ・(株)時事タイムス放送社
(一財)地域活性化センター

5. 協賛 (株)JTB北海道釧路支店・くしろバス(株)・北海道コカ・コーラボトリング(株)
(予定) ホクレン農業協同組合連合会釧路支所・北海道キリンビバレッジ(株)
サントリービバレッジサービス(株)・(株)伊藤園釧路支店・ミズノ(株)
北海道バンディング(株)・スポーツビーイング

6. 協力 日本製紙クレインズ・釧路学校アイスホッケー連盟・釧路和商協同組合

7. 期日 平成29年3月25日(土)～29日(水)

競技日程 3月26日(日)・27日(月) リーグ戦

3月28日(火)・トーナメント1回戦・2回戦

3月29日(水)・決勝トーナメント5位・3位・決勝戦
・順位決定11位・9位・7位

8. 会場 (1) 開会式 平成29年3月25日(土) 15:00～日本製紙アイスアリーナ
〒084-0906 釧路市鳥取大通3-6-33 TEL: 0154-54-2345

(2) 競技
日本製紙アイスアリーナ
〒084-0906 釧路市鳥取大通3-6-33 TEL: 0154-54-2345

春採アイスアリーナ
〒085-0813 釧路市春採7-1-5 TEL: 0154-46-5115

柳町アイスホッケー場
〒085-0037 釧路市柳町1-1 TEL: 0154-25-4592

(3) 閉会式 平成29年3月29日(水) 16:30～日本製紙アイスアリーナ

9. 代表者会議 日時: 平成29年3月25日(土) 13:00～ 場所: 市内ホテル

10. 競技規定 (1) I I H F 競技規則に準ずる。

(2) フルフェイスマスク(顎が完全に隠れているもの)及びネックプロテクターを必ず着用すること。

(3) マウスピースは市販のものでも構わないが、単色透明・肌色・白色以外

のものを着用すること。

(4) ジャージとストッキングは必ず統一したものを着用すること。

(5) ゴールキーパーが負傷したり具合が悪くなった場合は、控えのG Kと交代する。控えのG Kがいない場合は

その他のプレーヤーが代わりに交代する。

プレーヤーがG Kに交代する時の猶予時間は認めないがスケートはプレーヤー用でも可能とする。

11. 競技方法 6ブロック（前年度、第10回 全日本少年アイスホッケー大会 1位～6位

計6チームをシードとする。

（ただし、同地域から複数チーム出場の場合は最上位チームのみシードとする）

によるリーグ戦を行い、各ブロック1位のチームによるトーナメント

（1～6位）及び各ブロック2位のチームによるトーナメント（7～12位

）を行う。

※第11回大会リーグ戦ブロックシードチーム

Aブロック【帯広選抜】

Bブロック【釧路選抜A】

Cブロック【苫小牧選抜】

Dブロック【青森県選抜】

Eブロック【栃木県選抜】

Fブロック【神奈川県選抜】

リーグ戦 ①勝点により順位を決定する。

②第3ピリオド終了時、同点の場合は、サドンデス方式によるゲームウィニングショット

により勝敗を決定する。

③IIHF競技規定に準じて、順位を決定する。

勝点

4.5分勝3

同点（ゲームウィニングショット勝）2

同点（ゲームウィニングショット負）1

4.5分負0

トーナメント戦

①準決勝、3位決定戦及び決勝戦において、第3ピリオド終了時に同点の場合は、直ちに

サドンデス方式による5分間の延長戦（3on3）

を行い、勝敗を決定する。延長戦でも決しない場合は3名ずつのゲームウィニングショット

により勝敗を決定する。なお、勝敗が決まらない場合は、サドンデス方式によるゲーム

ウィニングショットにより勝敗を決定する。

②上記以外の試合において、第3ピリオド終了時に同点の場合は、3名ずつのゲームウィニ

ングショットにより勝敗を決定する。

なお、勝敗が決まらない場合は、サドンデス方式によるゲームウィニングショットにより

勝敗を決定する。

③IIHF競技規定に準じて、順位を決定する。

12. 競技時間 リーグ戦は正味15分（休憩10分）

トーナメント戦は正味20分（休憩10分、ペナルティー延長：正規）

13. 参加資格（1）日本アイスホッケー連盟に登録している中学生・男子であること。

（2）監督は、ブロック委員長の承認を得ること。

14. 出場制限（1）下記のブロック別により予選またはブロック内推薦を受けたチームが出

場できる。

北海道（4）、東北（4）、東京（2）、関東（5）北信越・東海（4）

近畿（3）、中国・四国（1）、九州（1）の計24チーム

また、第10回大会で各ブロックリーグ戦1位（決勝トーナメント進出）チ

ームは優先的に出場できることとする。

競技方法 ※第11回大会リーグ戦ブロックシード6チーム

（2）各ブロックで上記チーム数に達しない場合は、主管連盟において、調整 する場合がある。

15. 選手・役員 （1）選手登録は25名以内とする。

（2）チームのベンチ入り選手は22名以内（プレーヤー20名・GK2名以

内）とする。また、ベンチ役員は6名以内

（最低1名）とする。

16. 組み合わせ 抽選日：平成29年2月中旬予定・主管連盟立会いのもと、競技主管連盟に

て厳正に行う。

17. 表彰 優勝：総務大臣国民スポーツ杯（持回り）・トロフィー・メダル・賞状

準優勝：トロフィー・メダル・賞状

3位：トロフィー・メダル・賞状

その他のトーナメント戦出場チーム：賞状（4～12位）

最優秀選手賞：盾・賞状

ベスト6：盾・賞状

18. 申込方法 （1）各ブロック委員長を経て申込むこと。

（2）申込書は、大会ホームページよりダウンロードして使用すること。

（3）申込締切 平成29年2月10日（金） 期日厳守

（4）申込先

〒085-0037 北海道釧路市柳町1-1

全日本少年アイスホッケー大会実行委員会 事務局

TEL：0154-31-1230 FAX：0154-31-0869

E-mail：hyoto-kushiro-ajjh@bz03.plala.or.jp

19. 参加料 1チーム 5,000円

申込と同時に下記の銀行口座に納入すること。

銀行・支店名：釧路信用組合 鳥取支店

種別・番号：普通 1915709

名義：全日本(ゼンニホン)少年(ショウネン)アイスホッケー大会(タイカイ)

)実行(ジッコウ)委員会(イインカイ)

会(カイ)長(チョウ) 蝦(エビ) 名(ナ) 大(ヒロ) 也(ヤ)

20. 宿泊・運送 宿泊・運送要項による。(作成中)

21. 医療救護 医療救護要項による。

22. 留意事項 （1）公式練習は事前に申込受付をする。

また、リーグ戦翌日（3/28）の強化練習枠については、リーグ戦終了

後に受付をする。

※公式・強化練習時間は事務局で割り当て、個別に連絡する。

（2）諸事情により、不参加が決定したチームは速やかに事務局へ連絡すること。（参加料は返納いたしません）

（3）傷害保険は各チームで加入すること。

また、加入控えをコピーの上、申込書等に同封し全日本少年アイスホッケー大会実行委員会事務局へ送付すること。

（4）保険証を持参すること。

（5）参加チームは、下記の日時・場所で受付を済ませること。

日時：平成29年3月25日（土）12:00～14:30

場所：市内ホテル

（6）氷上での開会式となるため、選手全員スケート・ユニフォームを着用す

ること。

23. 問合わせ先 〒085-0037 北海道釧路市柳町1-1

全日本少年アイスホッケー大会実行委員会 事務局

TEL：0154-31-1230 FAX：0154-31-0869

E-mail：hyoto-kushiro-ajjh@bz03.plala.or.jp

この事業は、（一財）地域活性化センターの「スポーツ拠点づくり推進事業」

の支援を受けて実施しています。

医療救護要項

医療救護要項

1. 目的

この要項は、「全日本少年アイスホッケー大会（中学生・男子の部）」に参加する選手・監督・役員の医療救護について、基本的事項を定めるものとする。

2. 方針

全日本少年アイスホッケー大会（中学生・男子の部）実行委員会は、釧路市医師会、市内各医療機関、消防署等と相互に連絡調整等を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3. 救護所

- 大会期間中、競技開始30分前から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- 救護所では応急処置を行い、必要に応じて「受診依頼書」を発行し医療機関に移送する。
- 救護係員は救護所で受けた全ての患者の状況を「救護日誌」に記載し、事務局に報告する。

4. 救護所以外における医療

- 競技会場での場合試合の開始前、または、終了後で、救護所が開設されていないときに発症した疾病、外傷に関しては、競技場内の係員に申し出て、大会役員に連絡を取ってもらう。
- 宿舎での発病等監督・引率責任者等が宿舎に申し出るとともに、医療機関に連絡し必ず監督等が付き添い受診する。
- 救急車の要請救護所における場合を除き、緊急を要する場合は直接「119」番で救急車を要請する。なお、後刻、傷病の状況を事務局に報告する。
- 宿舎等から直接受診した場合は、後刻、傷病の状況を事務局に報告する。

5. 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「保険証」を提示し受診すること。また、日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6. 医療費等の負担

（1）医療機関等での診療に要する費用は、全て受診者の負担とする。また「保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意する。

（2）大会参加者は、大会期間中を通し必ず各種傷害保険に加入すること。

7. 大会に参加する選手が、競技中にバックが当たり、ボードにぶつかったりして起きた不慮の事故（重症の外傷・死亡事故）に関しては、当該試合担当のレフェリー、各リンク常駐看護師が応急処置を行い、救急車で救急医療機関に搬送することになる。その際、事故の経過報告に関して、大会終了後、担当主治医から大会事務局へ報告をしていただき、これを日本アイスホッケー連盟に報告する。

上記のことに関して保護者は承諾するものとする。